

茨木市総合教育会議傍聴要領（案）

（傍聴の手続き）

- 第1 茨木市総合教育会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席につかなければならない。
- 2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から行うものとする。
- 3 傍聴人の定員は10人とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを増員することができる。
- 4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、開会予定時刻までの間に抽選により傍聴人を決定するものとする。

（入場の制限）

- 第2 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。
- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの
- (3) 第2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は、他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

（傍聴人の遵守事項）

- 第3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子の類を着用すること。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (8) 全各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

（その他の指示）

- 第4 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、市長及び係員の指示に従わなければならない。なお、市長及び係員が傍聴人を注意し、傍聴人が指示に従わないときは、市長は退場を命じることができる。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から実施する。